

条例の一部改正に係る提出議案の変更について

【変更案】

条例等の一部改正において、議案として「改め文」方式によるものを、「新旧対照表」方式によるものに改める。

	議案書	議案資料
改正前	改め文	要旨+新旧対照表
改正後	新旧対照表	なし

【現状】

条例等の一部改正については、『第〇条中「△△△」を「×××」に改める。』という「改め文方式」で提案を行っている。それは、当該方式は、改正点が明確かつ簡素に表現できるというメリットがあり、我が国における法改正の方法として定着しているためである。

ただし、「改め文」による一部改正方式は、「溶け込み方式」とも呼ばれ、一部改正条例の規定が元の条例の規定に溶け込むことによって初めて新しい規範としての意味を持つことになるので、元の条例と対照して読まない限り改正の内容を正確に理解することはできない。よって、新旧対照表も資料として提出している。

【課題】

- ①議場でのタブレット使用（議案等の電子化）により、別葉に調製した「改め文」と「新旧対照表」を同時に確認することが煩雑になっている。
- ②「改め文」と「新旧対照表」とのセットで初めて理解を得るものであるにもかかわらず、正確な「改め文」を作成するために膨大な時間を要している。かつ、それを作る「技術」を市役所内で伝承しなければならない。

【効果】

- ①「改め文」と「新旧対照表」の同時確認が不要になる。
- ②現在、議案においては「改め文」、議案資料においては「要旨」及び「新旧対照表」の3点セットを作成しているが、提案理由に要旨を加えるなどの工夫で、「新旧対照表」1本に集約され、事務の軽減及びペーパーレスに寄与する。
- ③「新旧対照表」を横長レイアウトにすることにより、タブレットによる視認性が向上する。

議案第 ○ 号

狛江市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和○年○月○日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

狛江市住居表示に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(住居番号)</p> <p>第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、<u>規則</u>で定めるものを新築した者は、直ちにその旨を届け出なければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(住居番号)</p> <p>第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、<u>市長が別に定めるものを新築した者は</u>、直ちにその旨を届け出なければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(住居番号の表示)</p> <p>第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、<u>規則</u>で定める場合のほか、次の各号に定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(住居番号の表示)</p> <p>第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、<u>市長が別に定める場合のほか</u>、次の各号に定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案	現行
<p>2 前項の表示の様式は、<u>規則で定める</u>。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行について<u>必要な事項は、規則で定める</u>。</p>	<p>2 前項の表示の様式は、<u>市長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない</u>。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行について、<u>必要な事項は、市長が別に定める</u>。</p> <p><u>別記様式(省略)</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

～～～ため。